

令和 6 年 度

監 査 報 告 書

学校法人 大乘淑徳学園

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 29 日

学校法人 大乘淑徳学園
理 事 会 御 中

学校法人 大乘淑徳学園

監 事 高橋 早百合

監 事 佐藤 勝彦

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項(令和 5 年 5 月 8 日施行)及び学校法人大乗淑徳学園寄附行為第 17 条(令和 6 年 1 月 31 日施行)の定めに基づき、令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の学校法人大乗淑徳学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

その結果を次の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他必要と思われる重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、業務・財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査いたしました。また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項(令和 2 年 4 月 1 日施行)の規定に基づく監査を行った公認会計士からの監査の報告・説明を受け、内部監査室からの内部監査についての報告を受け計算書類についての検討等、必要な監査手続きを行いました。

2. 監査の結果

(1) 学校法人大乗淑徳学園の業務及び理事の業務の執行状況に関わる決定及び執行は適正であり、不正の行為又は法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類、すなわち資金収支計算書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。)事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む。)貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。)並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為等に従い、学校法人大乗淑徳学園の収支状況及び財政状況を正しく表示しているものと認めます。

以 上

監 査 報 告 書

令和 7 年 6 月 17 日

学校法人 大乘淑徳学園
評 議 員 会 御 中

学校法人 大乘淑徳学園

監 事 高橋 早百合

監 事 佐藤 勝彦

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項(令和 5 年 5 月 8 日施行)及び学校法人大乗淑徳学園寄附行為第 17 条(令和 6 年 1 月 31 日施行)の定めに基づき、令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の学校法人大乗淑徳学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

その結果を次の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他必要と思われる重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、業務・財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査いたしました。また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項(令和 2 年 4 月 1 日施行)の規定に基づく監査を行った公認会計士からの監査の報告・説明を受け、内部監査室からの内部監査についての報告を受け計算書類についての検討等、必要な監査手続きを行いました。

2. 監査の結果

(1) 学校法人大乗淑徳学園の業務及び理事の業務の執行状況に関わる決定及び執行は適正であり、不正の行為又は法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類、すなわち資金収支計算書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。)事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む。)貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。)並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為等に従い、学校法人大乗淑徳学園の収支状況及び財政状況を正しく表示しているものと認めます。

以 上